

証券コード 7531
2026年3月4日

株 主 各 位

大阪市西区九条南三丁目1番20号
清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 上 正 章

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。以下のウェブサイトにある「株主・投資家情報」、「株主情報」、「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト
(<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（清和中央ホールディングス）または証券コード（7531）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記または電子提供措置事項として前記の各ウェブサイト掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室 |

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第72期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案 剰余金の処分の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 以下の事項は、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。26頁または電子提供措置事項として1頁記載のウェブサイトに掲載している株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年3月25日(水曜日)午後5時00分受付分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2026年3月25日(水曜日)午後5時00分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年3月26日(木曜日)午前10時

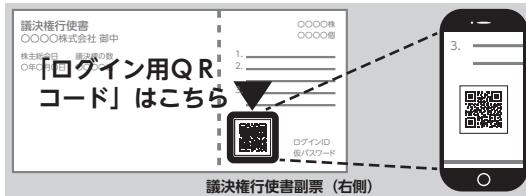
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年3月25日（水曜日）午後5時00分まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、旺盛なインバウンド需要が下支えとなり、旅行や飲食等のサービス産業は概ね堅調に推移しました。また円安効果による輸出企業の収益改善や、生産コストの上昇分を価格に転嫁できた企業の多くでは業績の向上が見られました。しかしながら、物価上昇が想定以上に加速したほか、米国の関税政策による混乱などもあって、先行きの不確実性が強い状況が続きました。一方、世界経済においては、米国では底堅い消費やAI需要等が景気を牽引しましたが、中国では不動産不況の長期化により景気減速が続き、またウクライナや中東での地政学リスクが高まったこともあって、年間を通して世界経済は停滞感が見られました。

鉄鋼業界におきましては、人手不足による工事の遅れで建築需要が落ち込み、自動車向け出荷も減少したことにより、鉄鋼内需は低迷しました。また、鉄鋼価格は過剰生産を続ける中国の鋼材輸出の影響で軟調に推移し、当社グループが属する鉄鋼流通業界でも販売競争が激化するなど、厳しい局面が続きました。

このような経営環境下において当社グループは、仕入面においては在庫の適正化に注力し、販売面においては適切な販売量の確保と販売価格の設定に重点を置き、きめ細かく営業活動を展開してまいりましたが、需要低迷に伴う販売価格の下落が影響し、当連結会計年度の売上高は500億26百万円（前年同期比2.8%減）となりました。一方、利益面では東日本における鉄骨加工の収益改善や一層の経費節減に努めたことも寄与し、営業利益は4億円（前年同期は営業損失99百万円）、経常利益は5億18百万円（前年同期比2,635.6%増）、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は3億48百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1億1百万円）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当連結会計年度事業実績および配当に関する基本的な方針に鑑み、1株あたり普通配当20円としてお諮りさせていただきます。

(セグメント別業績)

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高 (百万円)	前期比増減率 (%)
西日本	25,032	△8.8
東日本	24,982	4.1
その他	832	0.8
計	50,846	△2.8
セグメント間の内部売上高又は振替高	△820	—
連結計算書類の売上高	50,026	△2.8

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 69 期 (2022年12月期)	第 70 期 (2023年12月期)	第 71 期 (2024年12月期)	第 72 期 [当連結会計年度] (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	57,550	62,577	51,471	50,026
経 常 利 益 (百万円)	927	300	18	518
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	610	103	△101	348
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 または当期純損失 (△) (円)	154.99	26.24	△25.72	88.45
総 資 産 (百万円)	47,190	39,752	37,443	36,262
純 資 産 (百万円)	16,059	16,008	15,924	16,199
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	4,016.09	4,007.04	3,991.22	4,061.38

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
清 和 鋼 業 株 式 会 社	300百万円	100.0%	鋼材販売事業
中 央 鋼 材 株 式 会 社	100百万円	96.2%	鋼材販売事業・不動産賃貸事業
大 宝 鋼 材 株 式 会 社	75百万円	※ 100.0%	鋼材販売事業
清 和 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20百万円	※ 100.0%	鋼材荷役および保管管理事業

- (注) 1. 中央鋼材(株)の出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ※印は子会社の出資による比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
清 和 鋼 業 株 式 会 社	大阪市西区九条南三丁目1番20号	4,239百万円	13,612百万円

(6) 対処すべき課題

わが国経済の見通しは、物価上昇が続く中で、政府の経済対策と企業の継続した賃上げが消費を支えることが期待されますが、人手不足や世界経済の停滞感もあり、国内景気の下振れリスクには留意が必要となっております。

鉄鋼業界におきましては、深刻化する人手不足や資材高により建築需要の回復は期待しにくく、また製造業における鉄鋼需要も低迷が続くと予想されます。一方、鉄鋼価格は暫く続いた値下がりが底打ち局面を迎えていると見られるものの、引き続き低調な需要と安価な輸入品の影響で、値上げトレンドを形成するには力不足であり、当社が属する鉄鋼流通業界にとっては、採算確保が難しい環境が続くと予想されます。

当社グループといたしましては、かかる環境に対応すべく、さらに経営基盤を強化し、存在感ある企業を目指してまいります。

① ワンストップ機能の拡充

顧客の志向に即した豊富な商品ラインナップを目指し、大口・小口を問わず効率的に荷捌き・配送を行う仕組みを確立し、現物・即納体制の強化に努めます。また自社加工設備の活用と協力会社との連携により、一次加工からハイレベルな加工にも積極的に取り組み、あらゆる顧客志向に一貫して応じることのできる加工体制を一層強化してまいります。

② 業務効率化

社員のより効率的な働き方を実現するため、デジタル技術の活用と社員一人一人の意識改革を推進するなど、ハード・ソフト両面の積極的な改革に取り組んでまいります。また新基幹システムを利用した効率的な業務処理と営業支援データの活用により、さらなる生産性の向上を図ってまいります。

③ 人材戦略

多様化した顧客ニーズに対応できる専門性を身につけた人材を育成するため、研修や資格取得等の取り組みを継続するとともに、通年採用やキャリア採用等による優秀な人材を発掘し、当社グループへの定着を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、当社および子会社5社で構成され、鋼材の卸売を主な事業内容としており、当事業に関連する加工、請負工事、荷役業務、さらに不動産賃貸事業も行っております。

(8) 主要な営業所および倉庫・工場 (2025年12月31日現在)

- ① 当 社 大阪市西区九条南三丁目1番20号
- ② 子会社等
 - 清和鋼業株式会社 大阪市西区
 - 支 店 九州支店 (北九州市若松区)
 - 岡山支店 (岡山県都窪郡)
 - 営業所 和歌山店 (和歌山県岩出市)
 - 倉 庫 堺スチールセンター (堺市堺区)
 - 九州倉庫 (北九州市若松区)
 - 岡山倉庫 (岡山県都窪郡)
 - 和歌山倉庫 (和歌山県岩出市)
 - 中央鋼材株式会社 東京都中央区
 - 支 店 東北支店 (宮城県岩沼市)
 - 事業部 鉄構事業部 (茨城県古河市)
 - 倉庫・工場 浦安鉄鋼センター (千葉県浦安市)
 - 浦安H形鋼センター (千葉県浦安市)
 - 岩沼鉄鋼センター (宮城県岩沼市)
 - 古河工場 (茨城県古河市)
 - 栃木工場 (栃木県栃木市)
 - 小山工場 (栃木県小山市)
 - 岩沼第一工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第三工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第四工場 (宮城県岩沼市)
 - 大宝鋼材株式会社 大阪市西区
 - 清和サービス株式会社 堺市堺区
 - 北進サンワ株式会社 埼玉県八潮市

(9) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
218名	8名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託39名を除いております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社りそな銀行	50百万円
日本生命保険相互会社	50百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項（2025年12月31日現在）

2025年11月10日付けで、当社株式は札幌証券取引所本則市場へ上場いたしました。

なお、今回の上場に伴い、当社は現在上場している東京証券取引所スタンダード市場との重複上場となります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,945,100株
- ③ 株主数 550名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ワ イ エ ム ピ ー	608,600	15.47
エ ス ケ ー 興 産 株 式 会 社	575,800	14.64
阪 上 正 章	432,980	11.01
大 和 製 罐 株 式 会 社	377,800	9.60
阪 上 恵 昭	321,200	8.16
東 洋 商 事 株 式 会 社	149,500	3.80
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	130,000	3.30
加 藤 匡 子	121,700	3.09
小 田 敏 花	96,500	2.45
コ ン ド ー テ ッ ク 株 式 会 社	60,000	1.53
フ ル サ ト 工 業 株 式 会 社	60,000	1.53

(注) 持株比率は自己株式 (10,909株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	阪 上 正 章	清和鋼業(株)代表取締役 中央鋼材(株)取締役会長 清和サービス(株)代表取締役 エスケー興産(株)代表取締役
専 務 取 締 役	阪 上 恵 昭	管理本部長 清和鋼業(株)専務取締役営業本部長
取 締 役	伊 吹 哲 男	経営企画部長 清和鋼業(株)取締役営業副本部長 大宝鋼材(株)代表取締役
取 締 役	阪 上 祐 亮	清和鋼業(株)取締役
取 締 役	後 藤 信 三	中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役
取 締 役	松 田 邦 夫	大同信号(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	岸 保 典	清和鋼業(株)監査役
監 査 役	小 西 弘 之	小西弘之税理士事務所所長 田岡化学工業(株)社外取締役(監査等委員)
監 査 役	圓 隆 一	

- (注) 1. 取締役松田邦夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岸 保典、小西弘之、圓 隆一の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役松田邦夫氏および監査役岸 保典氏は、東京証券取引所および札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役小西弘之氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2025年3月28日開催の第71期定時株主総会において、新たに阪上祐亮、松田邦夫の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2025年3月28日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、取締役草野征夫氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各社外監査役との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および訴訟費用による損害等について、当該保険契約より填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役等であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役報酬は、持続的な企業価値向上に向け、当社に適任である人材の確保・維持を目的に、基本報酬として固定報酬および退職慰労金を支払うこととする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬である月例の固定報酬は、役位・職責・実績・在任年数に応じ、他社水準・従業員の給与水準・業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また退職慰労金は、役位別に定めた役員退職慰労金支給規程に基づき、退任後に支払うこととする。

・業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容に関する事項

当社事業に鑑み、中・長期的な経営での成果として基本報酬を重視するため、業績連動報酬等および非金銭報酬等は支給しないこととする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、透明性および客観性を確保するため、社外取締役が座長を務める任意の諮問機関「報酬等諮問会議」で審議・答申を受け決定することとする。

- ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ・取締役の報酬限度額は、1997年3月26日開催の第43期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし使用人員給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
 - ・監査役の報酬限度額は、1996年3月28日開催の第42期定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- ・委任を受けた者の氏名ならびに当社における地位および担当
 当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、代表取締役社長阪上正章に対して委任することを決定いたしました。
 - ・委任した権限の内容
 委任した権限の内容は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に従って、取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定することです。
 - ・委任した理由
 上記受任者が事業運営の実態および取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できるため委任いたしました。
 - ・委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置
 上記受任者による取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委任した権限が適切に行使されるようにするため、社外取締役が座長を務める任意の諮問機関「報酬等諮問会議」で審議・答申を受けました。
- 二. 取締役および監査役の報酬等の額

	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	4名 (2名)	69,320千円 (5,660千円)
監査役 (うち社外監査役分)	3名 (3名)	10,560千円 (10,560千円)
合計 (うち社外役員分)	7名 (5名)	79,880千円 (16,220千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中の人員は、取締役7名、監査役3名ですが、うち取締役3名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
3. 取締役の支給人員および支給額には、2025年3月28日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7,720千円（取締役4名分6,760千円、監査役3名分960千円）が含まれております。
5. 上記報酬等の額のほか、2025年3月28日開催の第71期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外取締役1名に対して2,560千円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金引当金の繰入額を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役、松田邦夫氏は、大同信号株式会社の社外取締役であります。なお、当社と大同信号株式会社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役岸 保典氏は、清和鋼業株式会社の監査役であります。清和鋼業株式会社は当社の100%出資子会社であります。
- ・監査役小西弘之氏は、小西弘之税理士事務所の所長および田岡化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と小西弘之税理士事務所および田岡化学工業株式会社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 (社外取締役につき、期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取 締 役	松 田 邦 夫	当事業年度のうち2025年3月28日の就任後に開催された取締役会11回のうち10回に出席しており、金融機関を中心に培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行い、社外取締役として経営監督機能の強化を担っております。
監 査 役	岸 保 典	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また監査役会13回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	小 西 弘 之	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また監査役会13回の全てに出席しており、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	圓 隆 一	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また監査役会13回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る報酬等の額	39,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	25,727,038	流動負債	18,186,229
現金及び預金	3,124,885	支払手形	12,127
受取手形	1,198,275	電子記録債務	6,117,454
電子記録債権	6,297,047	買掛金	7,968,292
売掛金	6,020,413	有償支給取引に係る負債	688,700
商品	5,272,180	短期借入金	270,000
前渡金	3,231,688	未払法人税等	103,009
その他	638,770	前受金	2,166,664
貸倒引当金	△56,223	賞与引当金	26,600
固定資産	10,535,541	役員賞与引当金	20,000
有形固定資産	7,395,869	その他の	813,381
建物及び構築物	1,561,817	固定負債	1,876,786
機械装置及び運搬具	675,919	繰延税金負債	1,096,998
土地	5,130,237	退職給付に係る負債	257,114
その他	27,894	役員退職慰労引当金	315,860
無形固定資産	475,290	その他の	206,813
ソフトウェア	471,697	負債合計	20,063,016
その他	3,592	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,664,381	株主資本	14,980,045
投資有価証券	1,719,579	資本金	767,562
繰延税金資産	4,627	資本剰余金	633,602
その他	946,416	利益剰余金	13,604,992
貸倒引当金	△6,242	自己株式	△26,112
		その他の包括利益累計額	998,195
		その他有価証券評価差額金	998,195
		非支配株主持分	221,322
		純資産合計	16,199,563
資産合計	36,262,580	負債及び純資産合計	36,262,580

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		50,026,375
売上原価		44,995,476
売上総利益		5,030,899
販売費及び一般管理費		4,630,640
営業利益		400,258
営業外収益		
受取利息及び配当金	67,997	
仕入割引	33,395	
その他	19,421	120,815
営業外費用		
支払利息	2,385	
その他	527	2,912
経常利益		518,160
特別損失		
固定資産除却損	666	666
税金等調整前当期純利益		517,494
法人税、住民税及び事業税	165,919	
法人税等調整額	668	166,588
当期純利益		350,905
非支配株主に帰属する当期純利益		2,896
親会社株主に帰属する当期純利益		348,009

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,558,037	流動負債	1,635,704
現金及び預金	207,719	短期借入金	1,540,000
短期貸付金	2,250,000	未払金	19,108
その他	100,318	未払費用	8,632
固定資産	11,054,187	未払法人税等	34,016
有形固定資産	767,574	預り金	15,225
建物	78,144	賞与引当金	3,800
構築物	11	その他	14,921
機械及び装置	0	固定負債	698,104
工具、器具及び備品	8,590	繰延税金負債	381,698
土地	680,828	退職給付引当金	51,144
無形固定資産	459,476	役員退職慰労引当金	247,390
ソフトウェア	459,476	その他	17,871
投資その他の資産	9,827,137	負債合計	2,333,808
関係会社株式	9,792,186	(純資産の部)	
その他	34,950	株主資本	11,278,415
		資本金	767,562
		資本剰余金	633,602
		資本準備金	633,602
		利益剰余金	9,903,362
		利益準備金	52,762
		その他利益剰余金	9,850,600
		固定資産圧縮積立金	66,747
		別途積立金	5,550,000
		繰越利益剰余金	4,233,852
		自己株式	△26,112
		純資産合計	11,278,415
資産合計	13,612,224	負債及び純資産合計	13,612,224

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
営 業 収 益		832,052
営 業 費 用		526,384
営 業 利 益		305,668
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,313	
そ の 他	540	15,853
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,000	14,000
経 常 利 益		307,522
税 引 前 当 期 純 利 益		307,522
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,400	
法 人 税 等 調 整 額	1,204	47,604
当 期 純 利 益		259,917

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清和中央ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

清和中央ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

清和中央ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 岸 保典 ㊟

監査役 小西 弘之 ㊟

監査役 圓 隆一 ㊟

(注) 監査役岸 保典、小西弘之及び圓 隆一は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

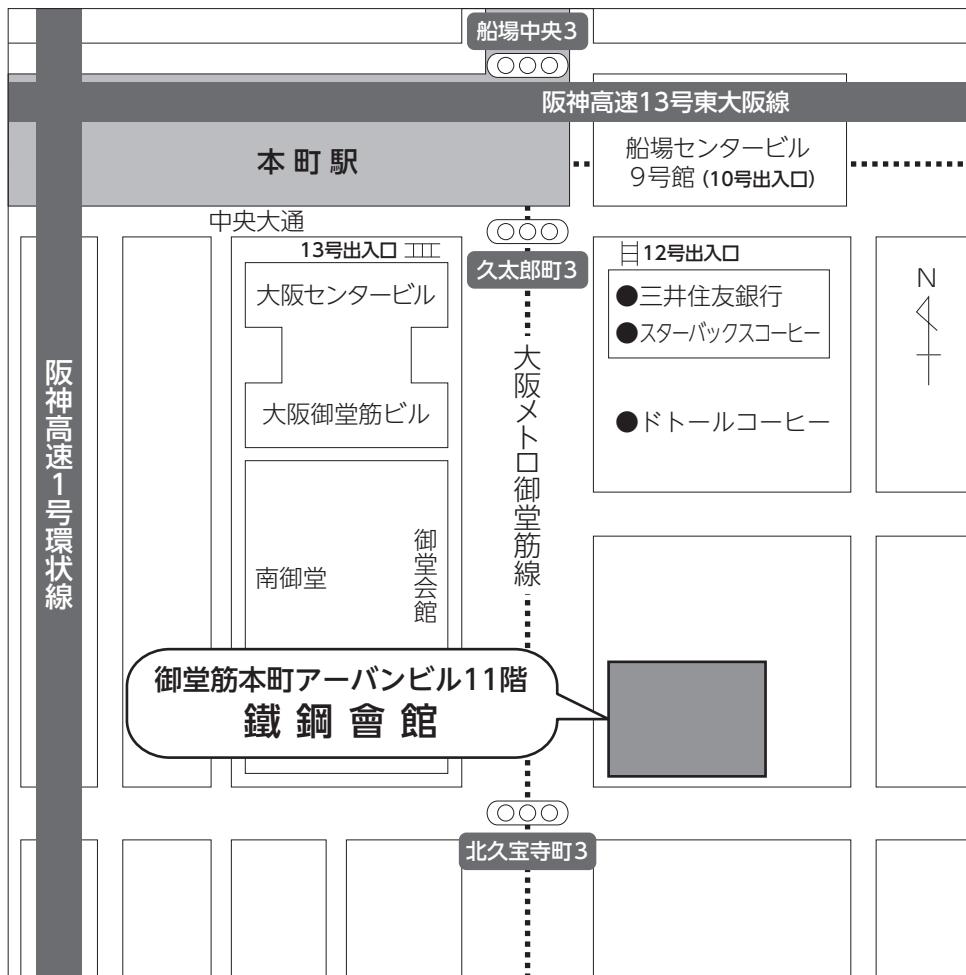
第72期の期末配当につきましては、安定的な配当を継続することを基本としつつ、業績、経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき金20円 総額78,683,820円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室 電話 (06) 6227-8221



大阪メトロ御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅 (10・12・13号出入口) 徒歩約3～7分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。